

請 願 文 書 表

(令和5年2月20日)

<p>受理番号・受理年月日及び件名</p>	<p>請願第28号 (5. 2. 13) 都市公園法の下、王子公園を存続発展させ、市民の安心安全を求める請願</p>
<p>請 願 の 要 旨</p>	<p>神戸市は、王子公園再整備基本方針を令和4年12月12日に策定した。 都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とした都市公園法では、第16条第1項に「公益上特別の必要がある場合は都市公園を縮小・廃止できる」とあり、それを根拠とするならば、その公益上の特別の必要性を明確に説得力をもって市民に示す必要がある。 また、第2項の「廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置された場合」を根拠とするならば、灘区内で代替公園用地4.2ha（大学ゾーン3.5ha、駐車場0.7ha）を確保する必要がある。 とりわけ都市公園の空間は、減災の観点から非常に重要である。30年以内に高い確率で発生が予想されている南海トラフ大地震や50年前の1.5倍発生している豪雨などによる大規模災害に備えるために灘区内の都市公園を増やす必要がある。液状化が予想される地域や地理的（山を越える等）に遠方な地域は代替用地にはなりえない。大学や立体駐車場などの建物が建設されると、自衛隊の大規模駐屯ができず、初期の復興に必要な仮設住宅建設ができない。 よって、以下の事項について請願する。 1. 「公益上特別の必要性」から王子公園を縮小するのであれば、その合理的根拠の提示を求める。 2. 現在の王子公園を防災公園として、その機能の充実・発展を求める。 3. これは、市民のいのち・安全確保の今日的喫緊の問題である。市民の合意がない限り、王子公園の大学への売却の即刻凍結を求める。</p>
<p>請 願 者 の 住 所 及 び 氏 名</p>	<p>神戸市灘区 王子公園・市民ミーティング実行委員会 金 丸 正 樹</p>
<p>紹 介 議 員 の 氏 名</p>	<p>(代表) 小林 るみ子 味口 としゆき</p>
<p>付 託 委 員 会</p>	<p>予算特別委員会</p>